

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 4日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20530292

研究課題名（和文）日中戦争期・内戦期における中国江南農村社会経済の実態と変化に関する研究

研究課題名（英文）A study on the rural social economy in Jiangnan during the Japan-China war and civil war.

研究代表者

夏井 春喜（NATSUI HARUKI）

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号：80155978

研究成果の概要（和文）：

本研究計画は、日中戦争期・内戦期江南の農村社会の実態と変化を明らかにするものである。資料として、地方新聞、文書資料、1930、40年代の農村調査を用いた。戦時体制の下地主の収租は政府の支持なしには困難となり、政府も田賦を直接佃戸から徴収するようになったこと、田面価が田底価よりも高くなり、佃戸の土地所有権意識が強まったこと、国民政府が減租から自耕農創設へ政策転換を行ったことなどから、土地改革の条件が共産党による実行以前に生まれていたことが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：

The aim of this research project is to explain the actual condition and the changes related to the landowner-tenant relationship at Jiangnan（江南） during the Japan-China war and civil war. Three source materials were used to carry out this research; local newspapers, documents collected in archives, research documents on rural society in the 1930's and 1940's. The following fact became clear through the analysis of these materials. (1) Because of the confusion due to the war, landowners couldn't collect farm rent without support of the local government, and local government also directory collected land tax from tenants. (2) A price of topsoil right（田面権） increased more than price of ownership（田底権） during the war, the tenants felt as actual landowners. (3) The Nationalist government changed the policy from "farm rent reducing" to "land to the tillers". As the effect of the war, in Jiangnan, the condition of the land reform was formed considerably before 1949.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学、経済史

キーワード：経済史

### 1. 研究開始当初の背景

私はこれまで主に日本の大学・研究機関に収蔵されている蘇州を中心とする江南の租棧関係簿冊の分析を通して、清末から民国20年代半ばまでの地主－小作関係の実態と変化を研究してきた。その研究で次の知見を得ていた。(1) 太平天国以後江南の地主－小作関係は、折佃・耕の統一、収租局等の設置等、小作条件の統一が進行し公的色彩が強まっていた。(2) 辛亥革命を契機に田業会が実質的機能を果たし、民国10年代には租棧地主は経営的に良好な状態になった。(3) 1927年に成立した国民政府は地主－小作関係への関与を強化してゆき、さらに1931年以降の世界恐慌による農村の疲弊は、地主－小作紛争多発を招き、個別地主の収租は次第に困難となり、江南地主制の形骸化が起こった。これまで研究で得られた江南地主制の形骸化が直接的に中華人民共和国初期の土地革命に直結するのではなく、1937年から8年間の日中戦争期、さらには4年間の内戦期という戦時体制があり、この12年に戦時体制が中華人民共和国の成立と土地改革のあり方を規定したと思われ、この時期の江南農村社会経済の実態と変化、特に地主－小作関係についての実証的研究を行う必要があったのである。

### 2. 研究の目的

1の研究背景を踏まえて、本研究計画は、1937年から1949年までの日中戦争時期から国共内戦時期の中国江南地域の地主－小作関係を中心とする農村社会経済の実態と変化を考察するものである。この時期における、中国江南農村の地主－小作関係に関する実証研究は、日中戦争初期に満鉄上海事務所が

行った農村実態調査あるいは中華人民共和国成立後の土地改革のために行われた農村調査に基づく研究があるだけで、この時期の詳細な実態と変化については殆ど研究が行われていない。そのために新たにマイクロフィルム化された地方新聞や日本・中国等の諸機関が行った実態調査報告書等の文献資料と、日本及び中国・台湾・米国に収蔵されている文書史料の分析を通じて各県別に詳細な実態と変化を考察するものである。1950年代の初めの土地改革はこの時期の実態を基礎に実施されたと考えられ、本研究計画の成果は土地改革及び現在の中国農村経済問題への理解にもつながるものである。

### 3. 研究の方法

本研究計画は日中戦争期・内戦期の中国江南の地主－小作関係を中心とする農村社会経済状況の実態と変化を、先行研究の殆ど無い中に実証的に考察することを目的としているため、各県毎の資料に基づいた詳細な実証を行うというのが研究方法の第一点である。資料としては次の3種類を用いている。第一は、近年中国でマイクロフィルム化された江南の地方新聞資料である。具体的に次の新聞を用いた。日中戦争期：呉県（蘇州）－蘇州新報・江蘇日報、常熟－常熟日報、太倉－太倉新報、崑山－新崑山報、無錫－無錫新報、江蘇省－江蘇省公報。内戦期：呉県－蘇報・蘇州日報・大江南報・江東日報、常熟－常熟青年日報・新常熟報、太倉－太倉明報、無錫－大錫報・江蘇民報。そのほか全国紙として上海の申報も参照した。第二は文書資料である。中国江南では呉江市檔案館、常熟市檔案館、台湾では国史館及び中央研究院近代史研究所を訪問し、所蔵の第一次史料を用い

た。第三は、特に日中戦争時期に行われた実態調査資料である。日本の大学・研究機関或いは中央研究所蔵の実態調査資料を収集・分析を行った。満鉄上海事務所の農村実態調査、汪兆銘政権が清郷直後に行った調査は考察に有意義な資料であった。

本研究計画は上述の資料に基づいた詳細な実証的考察を、私がこれまで行ってきた太平天国時期からの中国江南の地主・小作関係の変化過程の中に位置づけるという方法を取ったのが、第二点である。この方法により日中戦争・内戦という戦時体制におけるそれまでの歴史過程との連続性・不連続性が明らかになり、かつ中華人民共和国成立後の土地革命を展望できると思われる。

#### 4. 研究成果

地方新聞・檔案館資料及び実態調査資料の分析によると日中戦争期・内戦期の中国江南地域の田租徴収の実態は次のようである。

(1) 日中戦争期：1937年8月上海で戦闘が開始され、11月中旬から下旬に蘇州・常熟・無錫等の諸県は日本軍に占領された。戦争とそれからの避難によって1937年度の収租は殆ど不可能であり、1938年春に一部の地域で収租が試みられたがごく少量しか徴収できなかった。1938年度から各県で収租が開始されるが、都市部に居住する地主が農村での治安の悪化で収租できず、また県政府も土地台帳が散佚して田賦徴収拠り所を失い、この両者の利害一致により、租賦併徴方式が呉県・常熟・崑山・太倉・呉江・松江等の諸県で取られた。そこでは併徴委員会と収租処等の官民一体となった徴収機構が組織され、地主の小作台帳に基づき収租し、そこから一定割合で田賦を控除する方式が採られた。地主の全ての土地を登記しなければならず、私的収租は禁止された。地主の一部からは租賦併徴によ

って自己の収租権を喪失することに不満があったが、この方式は1941年まで行われた。徴収率は農村の治安悪化により芳しくなかった。

1941年7月から日本軍と汪兆銘政権合作の清郷工作が行われ、農村に対する汪兆銘政権の支配は飛躍的に強まり、田賦収入も大幅に増加した。1941年度は前年同様に租賦併徴が継続されたが、翌1942年には弊害の多かった租賦併徴を廃止し、戦前に行われていた個々の地主が収租し、田賦を支払うという田租と田賦の分離に戻った。しかし日中戦争開始から佃戸との収租関係が断絶している地主が佃戸から直接収租することは困難で、県知事を主任とする追租処が設置され、納租しない頑佃への追租は県政府が行うことになった。このように地方政府の支援なしには個々の地主の収租は不可能な状況にあったのである。1944年度には猛烈なインフレに対処するために、汪兆銘政権は田賦実物徴収を行い、これに伴って田賦を実物で県政府が佃戸から徴収する措置が取られた。田賦を控除した田租は地主が佃戸から徴収するが、それも追租処等の県政府の支援の下に行われたのである。

(2) 内戦期：1945年8月日本の降伏で戦争は終了し、日本の支配下にあった「淪陷区」である江南地方では田賦が1年免除された。同時に「二五減租」が実施された。「二五減租」についての解釈で混乱があったが、呉県等では田租の25%減免と期限内に納入した場合には「勝利米」等の減免が行われた。日中戦争期と同様に追租局等を設置して収租が行われたが、田賦免除に拘わらず、収租する地主への反発もあり、徴収状況は芳しくなかった。翌1946年から国民政府は内戦のために、奥地で行われていた田賦徴収を新たに収復した省を含む全国で実施した。田賦徴収に伴

って田租をどのように徴収するかは、江南の呉県・常熟・呉江3県で異なっている。呉江では1946年から田賦は県政府が直接佃戸から徴収する「指佃完糧」が実施された。呉県では1946年度は租棧の聯合収租処による「就租劃賦」という、徴収した田租から田賦を控除する方式が採られたが、不正事件が発生し、1947年から「指佃完糧」となっている。常熟では地主が自主的に聯合収租処を結成して収租するが、田賦は地主が政府に納付する従来のやり方が行われた。しかし地主の収租は困難で、「糧従租出」の下で地主の納賦もままならず、次第に政府は追租分については政府が直接佃戸から徴収する「指佃完糧」方式へ移行していった。いずれの県でも収租は農村での共産党の活動の活発化、戦局の悪化によって困難であった。地主－佃戸間の紛争の調停を処理するために、佃租委員会等の調停機関が設置されたが、田業聯誼会等の地主団体が経費・事務等を担当し、その業務は追租に重点が置かれ、警察・保安隊・自衛隊等を動員した武装追租が行われた。武装追租に対しては、死傷事件等が各地で起き、地主制への輿論の批判は強まっていった。

(3)以上のような日中戦争期・内戦期という「戦時期」の田租徴収状況の実態を考察すると以下の諸点が、変化として挙げられる。①戦争に伴う混乱と農村における共産党等の活動で、都市部に居住する地主が佃戸を掌握することは困難で、地主個々の収租は不可能となり、租賦併徴、聯合収租、追租処等といった地方政府の権力に依存しなければ地主制は存続できなくなっていた。②田賦実物徴収に伴い、「指佃完糧」方式が実施され、地方政府が田賦を直接耕作者である佃戸から徴収するようになり、地方政府にとって佃戸が田賦負担者として意識されるようになった。戦局が悪化した1948年度には一部の

地方政府は佃戸からの田賦徴収を優先し、地主の収租への協力は疎かになった。このことは地方政府にとって地主は従来に「糧従租出」という田賦負担者ではなく、直接税負担者の佃戸との間に介在する中間者として意識されたことを意味する。③佃戸の抗租風潮が高まり、地主の収租が困難となったことで、戦前には田底価格に対して低かった田面価格が上昇し、戦後には田底価格より相当高いものになった。田面価格の上昇は佃戸に土地所有者の地位を意識させると共に、低い田底価格に拘わらず農民から「不労所得」を得るものとして地主の収租そのものを問題とする輿論をも生み出した。武装追租による事件の多発化も地主制への批判を一層強めることになった。④国民政府は「耕者有其田」という孫文の民生主義の実現と地主－佃戸関係を改善するために、二五減租・三一減租という減租政策から、自作農創設政策へ転換し、1947年、48年には呉県・常熟・呉江で具体的自耕農創設模範区を作り、銀行借款での地権購入を図っている。戦争の遂行による経費不足と関係機関の意見対立、政策の不徹底さによって、結果的には共産党の土地改革を目にした農民の支持を受けることができなかったが、国民政府が土地改革への志向を持っていたことが、地主－佃戸間の紛争と地方政府のそれへの関与に影響を与えたと思われる。⑤以上の状況の中で、地主の一部には国民政府の政策を支持し、土地の佃戸へ売却を求める動きも出現してきた。

以上のように「戦時体制」の中で、中国共産党政権成立以前に既に一定程度共産党とは異なる形での土地改革の条件が江南において整っていたことが明らかになったといえる。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- (1) 夏井春喜、1940年代江蘇省呉江県の田租徴収状況について(下)－「周愛蓮棧」関係の分析－、北海道教育大学紀要(人文・社会科学編)、査読無、第63巻1号、2012、(掲載予定)。
- (2) 夏井春喜、1940年代江蘇省呉江県の田租徴収状況について(下)－「周愛蓮棧」関係の分析－、北海道教育大学紀要(人文・社会科学編)、査読無、第62巻2号、2012、89-104
- (3) 夏井春喜、1940年代江蘇省呉江県の田租徴収状況について(上)－「周愛蓮棧」関係簿冊の分析－、北海道教育大学紀要(人文・社会科学編)、査読無、第62巻1号、2011、17-32、
- (4) 夏井春喜、日中戦争期の呉江県の土地関係簿冊について－呉江県第二区釵金郷・東溪鎮・清水郷の「佃戸調査冊」－、北海道教育大学紀要(人文・社会科学編)、査読無、第61巻1号、2010、55-70

[学会発表] (計 2 件)

- (1) 夏井春喜、日本収蔵的江南租棧関係文書、逢甲大学歴史与文物研究所講演、2012.03.08、台湾台中市逢甲大学、
- (2) 夏井春喜、從資料看戦争与近代江南的地主制度、中央研究院近代史研究所學術討論会、2008.10.08、台湾台北市中央研究院近代研究所

[その他]

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

夏井 春喜 (NATSUI HARUKI)

北海道教育大学・教育大学・教授

研究者番号：80155978